

## 予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和6年8月5日(月) 議場
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 横路政之 宇江田豊彦 坂本義明  
堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 五島誠 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二  
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 島田虎往総務部長 岡本貢生活福祉部長 加藤武徳企画振興部長 福本敬夫財政課長  
松本武士税務課長 酒井繁輝社会福祉課長 田部伸宏企画課長  
高浦光司財政課財政係長 藤永信峰社会福祉課生活福祉係長 安藤秀明企画課企画調整  
係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 2名
8. 会議に付した事件
  - 1 付託議案  
議案第67号 令和6年度庄原市一般会計補正予算(第2号)
  - 2 第5回市議会定例会における予算決算常任委員会の運営について

-----  
午前10時25分 開 議

○赤木忠徳委員長 これより予算決算常任委員会を開会します。ただいまの出席委員は19名であります。よって直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音、録画を許可しております。

### 1 付託議案

#### 議案第67号 令和6年度庄原市一般会計補正予算(第2号)

- 赤木忠徳委員長 議案第67号、令和6年度庄原市一般会計補正予算第2号を議題とします。執行者からの説明を求めます。総務部長。
- 島田虎往総務部長 先ほどの本会議において上程させていただきました、一般会計補正予算第2号について御審議いただきますので、よろしくお願いたします。総括的な説明については先ほど財政課長から行っておりますので、事業の詳細について、担当部署から説明します。
- 赤木忠徳委員長 企画課長。
- 田部伸宏企画課長 それでは御手元の資料1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得者支援及び定額減税補足給付について、概要を説明します。資料の1ページ目、1番、趣旨ですが、御承知のとおり、昨年11月に閣議決定された国のデフレ完全脱却のための総合経済対策において、令和5年度の課税情報に基づく住民税非課税世帯及び均等割のみ課税される世帯、以下住民税非

課税世帯等とします。そうした方々への給付並びに低所得者の子育て世帯への加算給付等については、本市においても、令和5年12月補正予算、それから令和6年1月補正予算等により実施しております。先ほどの総合経済対策の令和5年度における物価高騰への対策としまして、令和6年度の新たな課税情報により、子育て世帯への加算給付も含む住民税非課税世帯等に該当する世帯に対する給付、並びに所得税、住民税の定額減税、さらには定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者に対する調整給付、この3本の大きな対策が講じられることとなっております。こうした給付事業については、給付金・定額減税一体支援事業として、令和5年度に措置をされた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が活用されることとなっております。対象世帯への給付については、国が示した試算に基づく額について、本市の令和6年度当初予算で措置をしておりますが、このたび令和6年度の新たな課税情報が決定したことにより、支給対象者等を再算定した結果、給付予定額に対し、現計予算額に不足が生じるため、このたびの臨時会において必要額の補正予算をお願いするものです。2番の令和6年度における給付事業ですが、まず(1)低所得者支援事業です。①から③まであります。先ほどの説明と重複しますが、①では、住民税非課税世帯支援金ということで、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯への支援です。令和5年度の支援策を受けておられない方で、新たにそうした世帯になった方に対して、このたび1世帯当たり10万円を給付するというものです。②も同様です。新たに住民税所得割非課税、均等割のみ課税世帯になられた方に対する支援金ということで、1世帯当たり10万円を給付するものです。③は上記①②の対象世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付するものです。(2)定額減税補足給付金です。対象者については、令和6年分の所得税額または令和6年度の個人住民税所得割額から、定額減税しきれないと見込まれる人。詳細は下にある①②です。所得税の定額減税可能額、報道等でも御承知だと思いますが、3万円掛ける減税対象人数、これが令和6年分推計所得税額を上回る人。②として、個人住民税所得割の定額減税可能額、こちらは1万円掛ける減税対象人数が、令和6年度分個人住民税所得割額を上回る人ということです。平たく申し上げますと、定額減税では4万円を上限に減税が実施されておりますが、令和6年度課税情報に基づく納税額が4万円に満たない方、4万円の定額減税の恩恵が十分に受けられない方について、それぞれ計算のもと最大減税対象人数掛ける4万円を上限に調整給付を行うというものです。資料2ページ目に移っていただき、対象世帯ということで3番に表をお示ししております。区分としまして、①が非課税世帯支援金、②が均等割のみ課税世帯支援金、③が子ども加算支援金、④が先ほどの調整給付となっております。右から2列目、給付予定額をごらんください。①の非課税世帯へ対する1世帯当たり10万円の給付予定額は、当初は下段、括弧の中の220万円を見込んでおりましたが、税情報の確定により、5,590万円ということで、大きな乖離が出ております。以下、②番についても、当初60万円が3,400万円、③の子ども加算については15万円が535万円、④の調整給付については1億5,117万5,000円が2億5,589万円ということで、それぞれ当初予算で想定していた金額を大きく上回る結果となっております。この要因については、まず①から③は、国も試算を示したわけですが、その根拠となる数字がいわゆる家計急変により、これまで給付事業で実施をしていた実数から導き出されたもの。端的に言いますと、今回の算定と少し計算方法が違う形での試算になっており、非常に大きな乖離が出ました。④についても、経済状況にもよりますが、その年々によりさまざまな要因でこちらの数字は変動するというもので、なかなか捕捉しきれないところがあり、国も一定の計算式で各自自治体に示しておりましたが、全国的に乖離が

大きく出たと。報道等でもされておりますけれども、本市に限ったことではないということで、若干いたし方ない部分もあるかなと思っております。なお、財源については、先ほどもありましたとおり、全額地方創生臨時交付金で措置をされるということですので、本市からの持ち出し分はないということで整理しております。事業の概略については以上です。よろしく願います。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員　　説明はわかりました。数字的にシステムが違ったこともあると思うのだけれども、これだけ差がついたことについては、どう判断をすればいいのかと。それともう一つ、これに必ず入っていると思うのだけれども、これに外れた人、入れなかった人の問題。もう一つは、いつもそうだけれども、最近給付金がどんどんふえて、事業がふえています。これに対する事業費の国からの手当てはあるのかないのか。ないとすれば、要求できないものかをお聞きしたいと思います。以上です。

○赤木忠徳委員長　　答弁。企画課長。

○田部伸宏企画課長　　御質問にお答えします。まず、実数との乖離ですが、これについては、なかなか説明が苦しい部分もございます。まず先ほど申しましたとおり、そもそもの計算の根拠が、国も正直出しづらかったところはあると思うのですが、実態と相違がある計算に基づく試算が示されていたと。これ以外に、本市でも独自に税情報を使って試算するには、その当初時点で余りにも情報が少な過ぎたということで、国の根拠に基づいて予算要求をせざるを得なかったという状況がございます。その部分については、何とか御理解をいただきたいと考えております。二つ目の事務費についても、一応上限は各団体に示されておりますが、その上限内で実施ができるようにそれぞれ調整しております。これについても、国費 100%充当で進めております。それから事業が増高していることに対する体制ということで、先ほども少し述べましたけれども、期間を定めて、その期間内に支給をするということですので、事務が一定程度増高をすることは事実です。今回については、社会福祉課と税務課を中心に、企画課それから財政課がサポートという形で入り、また書類の発送であるとか、入力作業、確認作業は、他の部、支所等も応援しながら体制を組んで行っております。あわせて今回は、〔聞き取り不能〕からも要望がありましたオンラインによる事務の効率化、マイナポータルのぴったりサービスを使った、マイナンバーカードを使っての申請ということで取り組みをしております。これについては事務の効率化が若干図られるということで、何件かもう既に実績もあります。国から全部おりてくるのはどうかというところもありますけれども、やらなければならない仕事についてはそうした改善を図っていきたいと考えております。

○赤木忠徳委員長　　他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員　　説明はよくわかりましたが、中身はどう考えられているかよくわからないところがあります。対象者について、坂本委員からありましたけれども、税務課と社会福祉課が対象者をまず打ち出すと。それを選定する。対象者をきちんと打ち出す。それが間違いないと。今の課長の説明ですと、なかなか中身も厳しいので、間違いもあるかもわからないと。それをまた考えるということに聞こえるのです。だから、この種の給付金が出ることによって、国は国の立場でやるのでしょうかけれども、現実問題として行政がやる時にこういうことが出てくると、多少のそごがあるということで対応しているのだと。対象者については市から対象ですよと通知を出して、市民が請求して給付することになると思うのです。市民から私は対象になりますというのは無理ですから。そうすると、それに

幾らか間違いがあつて給付の資格がないのに給付をしたと。あるいは給付する資格があるのにもらえなかったということも発生するのではないかと思います。そこについての懸念、不安はないですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えします。私の説明があつたなかつたのかと思いますが、事業をやる上で、そうしたそごが出るのか、対象者に誤りが発生するかもしれないということは、私は思っておりませんし、そうした説明もしたつもりはありません。このたびの対象者については、税情報をもとにシステムの改修を行つて、一定の要件を満たされた方をリストアップしております。その時点で誤りが発生することは基本的にはないと。ですので、全ての方をまずは補足して、そうした方々に確認書を発送して、支給の申請の意思を持たれた方が申請書を出していただく。またはオンラインで申請をしていただくという形になっております。そうした部分では曖昧なところが残ったままでやっているということはありません。また、相談等も、例えばこれまでそうした給付金をもらった方で、先ほど申しましたとおり5年度に支給対象になった方は、今回は対象になりません。そうした方々の相談であるとか、または御自身で耳にされて、私はどうなのかといった方についても相談は受付をしておりますので、その都度、丁寧に説明をしていくという対応をとっております。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。福山委員。

○福山権二委員 完璧に説明されまして、再質問するのは難しいのですけれども、ただ、本会議のときに宇江田議員も言われたように、国がこういう制度をつくって自治体にやれと言うと、自治体はできませんと言うわけにいきません。やらないといけないのです。ただ、庄原市の担当課も含めて、この種の給付金が出るときに一定程度限度を超えていると。正確にやろうと思ったら相当の努力が要るし、こういう給付のやり方について、給付が悪いのではないのですけれども、庄原市行政として一定の行政的な懸念というのではないのですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えをいたします。行政的な懸念というのが具体的にわからない部分もありますが、おっしゃるように、事務がふくそうしたり、短期間に集中したりということはあろうと思います。これは給付金事業に限らず、選挙であつたりイベントであつたりということでは必ずあることです。それをいかにトラブルなくスムーズに行うかということで、事前に庁内でも調整の協議をし、実施に当たっては、それぞれがサポートし合う形で進めていく必要があると考えております。

○赤木忠徳委員長 福山委員。

○福山権二委員 担当の責任者としての答弁はよくわかりました。問題は、担当する課長のレベルを超えて、庄原市の行政としてこの問題はどうかというときに、市長や副市長は、いや全く問題ないと。スムーズにやるのだと。特に問題はないし、任せてくれと。職員もきちんとやっている。とりわけ残業をする必要もないと。そういう中で、健康管理が十分行き届いてスムーズにやっているのだと、庄原市政の代表権のある人が何か話されないと。市長の考えていることについて、担当課長がほぼ全部話すというのが悪いこととは思いませんけれども。ただ、そういう姿勢は行政にいるのではないかと思いますのです。総務部長ではその資格が足りないとは言いませんよ。ただ、担当するところは、間違いなくしますとか、当然ですと言うしかない。今の実態は職員数がどんどん減つて、全国的な傾向ですけれども、なかなか人が集まらない。それに対して行政の代表者が一定のコメントを、本会議の中でも求めてはいますよね。なぜそういうことをやられないのか。例えば市長会とか、いろんな場で行

政として、こういうことをやってみたいと。議会に対してその予算を提案されて、大丈夫なのかという声があるときに、担当する課長の答弁は十分ありましたけれども、市長とか副市長とか代表権がある人がコメントを出されないと、審議する側からすれば少し不安があるのですけれども、どうでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。総務部長。

○島田虎往総務部長 今回の給付事業を含めた、これまでの給付金事業等での体制というところのお話だと思います。今回の給付についても、先ほど来話がありましたように、国から示される中で給付期間を設定されて、かつシステム改修等もやる中で、6年度の課税情報に基づいて給付の世帯を拾い上げ整理をしていくと。これが国から示されたときに、市長らも含めて体制を協議し、まずは税務情報を使うということで税務課、またこれまで給付対象でやってきた社会福祉課が窓口になっていました。このあたりを連携し、そこへ企画、財政も加わって、拾い出しなり整理をしていくと。実際の書類等の送付や入力等、一般的な事務がおりたところは、部を越えて応援体制を組む中で、時間内に処理をしていく体制をとってしっかり給付をしていこうというところを市長らも含めて整理し、内部調整を進めています。職員の人数のこととかも含めていろいろ言われましたが、庄原市だけがしないということにもならない制度ですので、しっかりできる体制を市長らも含めて協議する中でとっていると考えています。それに基づいて適切に給付等を行っていきたいと考えております。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。吉川委員。

○吉川遂也委員 この制度は外国人技能実習生も含まれますか。

○赤木忠徳委員長 答弁。税務課長。

○松本武士税務課長 この制度は国内に居住される方が対象になりますので、外国人技能実習生の方も、こちらへおられる方は対象になることがあります。

○赤木忠徳委員長 吉川委員。

○吉川遂也委員 多分税情報がない方もいらっしゃるって、支給漏れの可能性があると思うのですけれども、確認書なり、プッシュ型で漏れる可能性があるところはその辺かなと思います。外国人については日本語でホームページを見てくださいというものを送ってもなかなか理解されない部分があります。ある人はもらったけれども、ある人もらっていないみたいな話がすぐ広まるグループでもあると思うので、公平性を担保するためにも、受入先の事業主にも制度の説明なりを送っておくほうが丁寧かなと思いますので、その辺を検討いただくように要望します。

○赤木忠徳委員長 答弁。税務課長。

○松本武士税務課長 現在広報やホームページで制度の周知をしております。事業主さんからも定額減税も含めて問い合わせ等ありますので、その際には説明をしております。また、周知については期間的な問題もありますが、考えていければと思います。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。執行者は御退席ください。それでは採決を行います。議案第67号を採決いたします。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了いたします。投票結果を報告します。投票総数18名、賛成18名。以上

のとおり全員賛成であります。よって議案第 67 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りします。本会議における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように取り扱います。暫時休憩いたします。

午前 10 時 52 分 休 憩

午後 1 時 15 分 再 開

○赤木忠徳委員長 休憩前に引き続き予算決算常任委員会を再開します。

## 2 第 5 回市議会定例会における予算決算常任委員会の運営について

○赤木忠徳委員長 第 5 回市議会定例会における予算決算常任委員会の運営についてを議題とします。それでは、令和 5 年度決算の審査方法についてお諮りします。各常任委員会の所管事務の例による区分により、分科会において審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。それでは 9 月定例会における決算審査の日程について事務局から説明させます。

○山根啓荘議会事務局長 それでは説明させていただきます。本日の委員会では、分科会設置による決算審査と補正予算の審査もあわせた日程の御確認をしていただきたいと思います。本日、この委員会終了後、各分科会において正副主査の互選と重点審査事業の決定を予定しております。それでは、御手元に配付しております資料 1 をごらんください。縦が日付、横が会議の区分となっております。まず 8 月 26 日、9 月定例会の招集告示がされ議案が送付されますので、皆様へ議案をお渡しいたします。9 月 2 日、9 月定例会初日ということで、各会計決算と補正予算の議案が上程され、執行者から説明を受けて総括質疑が行われ、それぞれの付託審査が決定されます。本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、決算議案についての全体質疑が行われます。委員会終了後、正副主査会議において、決算審査の方針、分科会の進め方等を御確認いただきます。次に、9 月 3 日から 5 日までの 3 日間において、決算審査分科会の所管課別審査を予定しております。なお、9 月 6 日を分科会の予備日としております。9 月 9 日、補正予算の審査をしていただく予算決算常任委員会を予定しております。終了後、決算審査関係の正副主査会議を開催していただき、各分科会の審査状況や附帯意見等の対応を確認していただきます。9 月 19 日、20 日、24 日の 3 日間、本会議において一般質問が行われます。9 月 26 日の本会議において、9 月 9 日にした補正予算審査の結果についての委員長報告がされ、質疑、討論、採決となります。本会議終了後に予算決算常任委員会を開催し、決算審査について主査報告、質疑、委員会での採決が予定されております。そして 9 月 27 日、本会議最終日において、決算審査の結果についての委員長報告、質疑、討論、採決といった運びになります。以上が決算及び補正予算の審査の日程の御説明となります。9 月 3 日からの各分科会の詳細日程については、資料 2 をごら

んください。資料2のとおりとしておりますので、日程や担当所管課について御確認をお願いします。  
説明は以上です。

○赤木忠徳委員長　　ただいまの説明に質問がありますか。それでは、審査日程はそのように決定いたします。この後の日程ですが、引き続き各分科会を開催いただき、正副主査の互選と決算審査の重点審査事項を決定いただきます。なお、本日中に執行者へ重点審査事業を通知したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後1時20分　　散　　会

---

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委員長